

令和6年第1回（3月）見附市議会定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受理 年月日	件 名	請願者の住所及び氏名	紹介議員の 氏 名	付 託 委員会
請 願 第1号	令和6年 2月21日	「最低賃金法の改正と中小 企業支援策の拡充を求める 意見書」の採択を求める請 願書	新潟県長岡市関東町4-15 中越地区労働組合総連合 代表 小林安夫	小坂井議員 馬場議員	産業厚生 委員会

「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願書

2024年2月20日

《請願人》

中越地区労働組合連合
代表 小林 安夫

〒940-0067

長岡市関東町 4-1

TEL 0258-

FAX 0258-



《紹介議員》

小坂井 哲夫
高橋 哲二

見附市議会議長 佐野 統康 様



「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願書

【請願趣旨】

中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金について、Aランクはプラス41円、Bランクは40円、Cランクは39円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。新潟地方最賃審議会ではBランクに1円加算の「41円」とし、「931円」としました。しかしながら、最高額の東京都とは182円もの格差があります。また、関東甲信越・北陸の13都県中最下位です。とても納得できるものではありません。

急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者からは「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。

私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも時給1,500円以上、最近の調査では1,700円が必要であることが明らかになりました。

最低賃金が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金の額が決められ、低いままとなります。最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度にすることを求めています。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払い能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、人口減少に歯止めをかけることができます。

つきましては、下記の項目の早期実現を求め、意見書を採択していただき政府等に提出していただきま
すようよろしくお願いいたします。

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
2. 政府は、地域別最低賃金1,500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化をはかること。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金について、A ランクはプラス41円、B ランクは40円、C ランクは39円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。新潟地方最賃審議会ではB ランクに1円加算の「41円」とし、「931円」としました。しかしながら、最高額の東京都とは182円もの格差があります。また、関東甲信越・北陸の13都県中最下位です。とても納得できるものではありません。

急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者からは「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。

私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも時給1,500円以上、最近の調査では1,700円が必要であることが明らかになりました。

最低賃金が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金の額が決められ、低いままとなります。最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度にすることを求めています。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払い能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、人口減少に歯止めをかけることができます。つきましては、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
2. 政府は、地域別最低賃金1,500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年 月 日

見附市議会 議長 佐野 統康

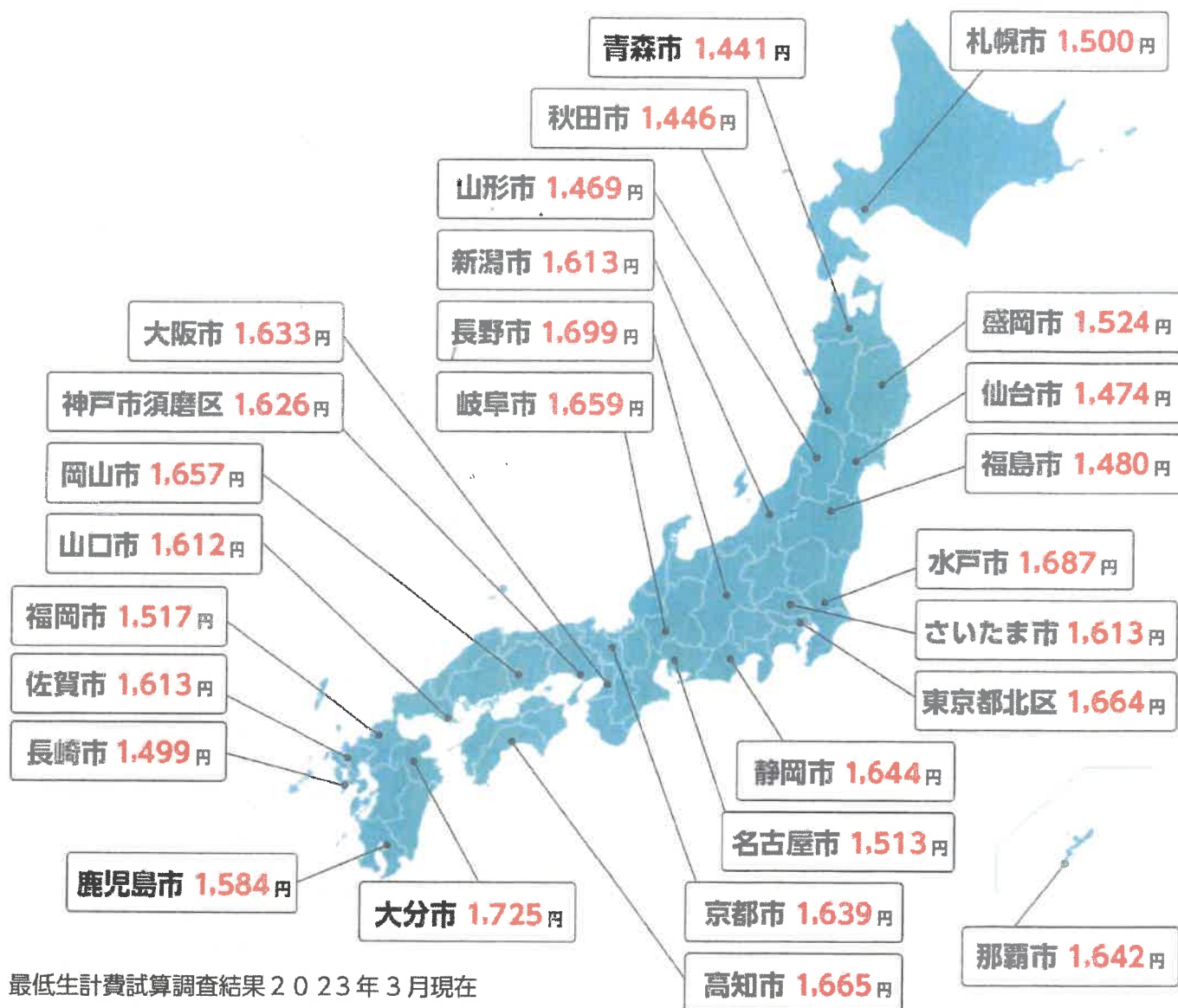
内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

新潟地方労働局長 宛

最低生計費試算調査



最低生計費試算調査結果 2023年3月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)

全国どこでも

時給 1500 円～1600 円以上必要

全労連と地方組織などと静岡県立大学准教授・中澤秀一先生が行っている最低生計費試算調査は 27 地方組織で約4万8千人の組合員などの協力で、単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費を明らかにしてきました。2022年1月には、大阪労連が9501人の協力で調査を実施したのをはじめ、兵庫、高知県が取り組み、23年1月には岐阜県で調査結果が公表されています。いずれも、月額24万円～25万円(税込)、時間額で1600円以上(月150時間)が必要との結果が得られています。

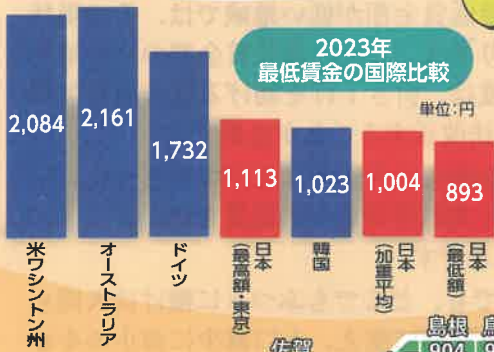
最低賃金

賃金の最低ベースが
違うのは本当におかしい!!

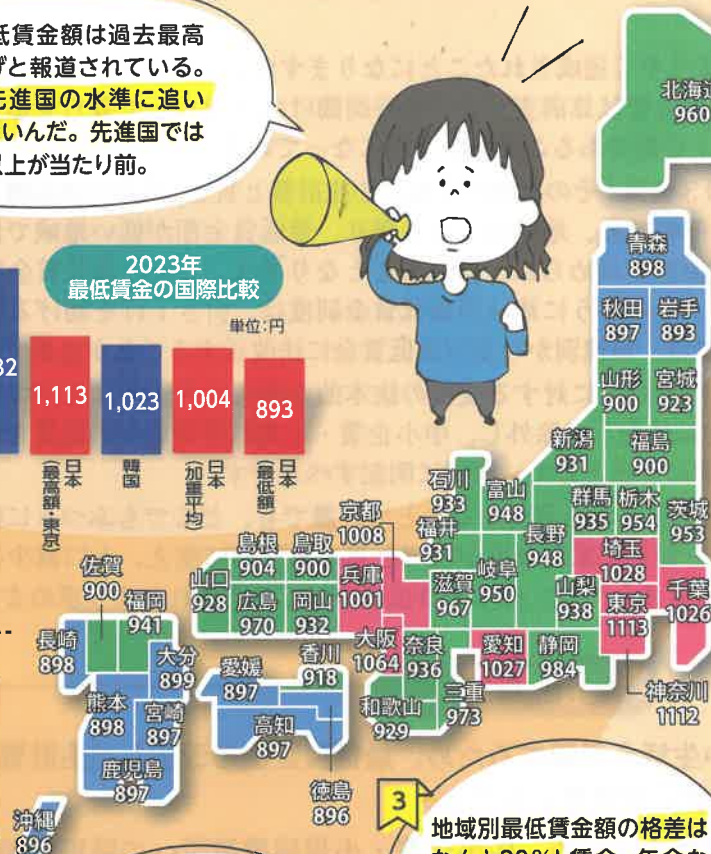


物価高騰から暮らしをまもる大幅引き上げと 全国一律制度に変えよう

1 日本の最低賃金額は過去最高の引き上げと報道されている。けれど、先進国の水準に追いついていないんだ。先進国では1,500円以上が当たり前。



2 日本は地域別に最賃が違うけれど、単身の若者がまともに暮らしていくためには都市でも地方でも時給1,500円以上必要。



地域間格差は20%
最高 東京 1,113円
最低 岩手 893円
地域間格差 -220円

4 最低賃金額を決めるとき、中小企業の支払い能力が問題になりますが、最低賃金制度は本来、すべての労働者に健康で文化的な最低限度の生活をするため必要な賃金の最低額を保障するもので労働者の生計費と賃金で決めていくもの。

3 地域別最低賃金額の格差はなんと20%! 賃金、年金など様々な制度の格差の要因となっていて、人口の一種集中を招いている。今の最低賃金制度の限界だ。

解説 厚労省は47都道府県を3ランクにわけて地域別最低賃金の「目安額」を出します。1978年のランク制発足以来、44年間、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ったことはありません。地域ごとに最賃額を決める今の方法では低い地域はその地域の経済状況と支払い能力を基準に決めるので低いまま、高い地域は低い地域を考慮するため引上げ額を抑制します。結果、現行法では格差は広がるばかり。世界で地域別最低賃金の国は日本含めて4か国だけ。ランク制をやめ、地域別から全国一律最低賃金制へ法改正し、地域間格差を解消しましょう。

だから!

全国一律制に切り替える際、中小企業に対する税や社会保障負担の減免といった「直接支援」をはじめ、「公正取引の実現」「有効需要の創出」といった抜本的な強化施策と財源確保を国の義務にしていくことが解決への道。



最低賃金全国一律制度への法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願趣旨

最低賃金は2023年の改定によって加重平均1,004円となりました。加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京（1,113円）と最低額の県（893円）との差は220円（19.8%）です。地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

政府が2015年より掲げてきた目標がようやく達成されたこととなりますが、私たちが全国28の都道府県（4万8千人超）で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。そのため、地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

請願項目

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。